

## 推進委員のひと言

### 「男女共同参画を育てる機関として」

愛媛県男女共同参画推進委員 立川 百恵

2002年10月、県男女共同参画推進条例に基づく苦情処理機関が活動を開始しました。それに先立ち半年間、どのようにこの機関を動かせばいいのか、3人の委員は事務局と共に勉強し、検討を進めました。この間、私が一番心配し、口にも出していたことは、折角できたこの機関に県民の皆さんが相談を積極的に寄せてくださるだろうかと言うことでした。新しくできた条例の中でも、苦情処理機関は県民の誰もが条例を生かして使い、男女共同参画の推進に参加していく核心となる部分です。しかし、権利意識が比較的緩やかと言われる愛媛で、上手く活用していただけるだろうか、それが気になっていました。

しかし、それは杞憂に終わり、この半年間、他県に比べて遜色ない多くの案件が寄せられました。具体的には報告書をご覧頂きたいと思いますが、ご相談いただいた中には、お申し出に対し、違う形で解決されてはと、アドバイスさせていただいたものもありました。また、具体的な一つの事柄の申し入れに対し、調査した結果、幅広い同様の問題があり、一苦情から全体の改善につながる助言ができたケースもあります。ただ、問題の多さから考えると、出されている案件はまだわずかです。今後、こうした申し出が続くことを期待しているところです。

この条例が、新しい時代を築く有効な手だてと可能性を持つことを考えると、県民の一人ひとりが身近に出会う様々な事柄を男女共同参画推進条例の理念に照らし合わせ、違和感のあることを積極的に申し出頂くことが大切だと感じています。私たちは、ご意見をお寄せいただく県民の皆さんと一緒に、少しでも早く男女共同参画社会が愛媛に根付くよう努力をしたいと考えています。

## 「男女共同参画推進委員としての6ヶ月」

愛媛県男女共同参画推進委員 宇都宮眞由美

半年間の男女共同参画苦情処理機関検討員を経て、2002年10月1日より、愛媛県男女共同参画推進委員をさせていただいている。同年3月に公布された愛媛県男女共同参画推進条例の目指す男女共同参画社会の早期実現に向けての制度であり、責任の重さを感じている。こういう制度ができたということは、男女共同参画社会の実現が一步進んだとも言えるわけであるが、この制度を通じてさらなる意識改革へとつながればいいと思う。

何事もそうであるが、制度と意識改革は車の両輪のようなものである。意識の変化が新しい制度をもたらし、その新しい制度がさらなる意識の変化をもたらし、また新しい制度をつくる。このようにして、よりよき社会が実現されていくのだと思う。男女共同参画社会の早期実現も期待できそうである。

男女共同参画推進委員に対しては、ミスコンの問題、小中高校の制服（標準服も含む）の問題などいろいろな申出があった。制度発足の早々に、日常生活の中で疑問に感じていることを申し出ていただいて、有難かった。誠実に対応してきたつもりであるが、申し出られた方の期待にすべて応えられたとは考えていない。ただ、私たちに対する不満が制度自体の否定にはつながらないように願っている。

男女共同参画社会は、今まで言われてきたように男に「男らしさ」、女に「女らしさ」を求める社会であってはならない。しかし、また「男らしさ」、「女らしさ」それ自体を否定する社会であってはいけないと思う。それがその人の個性として表れるならば、それをきちんと受け入れる社会でありたいと思う。そして、いつの日か「男らしさ」、「女らしさ」ということば自体は死語になることを期待する。

この制度が県民の皆様の中にさらに定着し、利用していただけるよう今後も努力していきたい。

## 「男女共同参画推進委員の活動を通して」

愛媛県男女共同参画推進委員 山下 清

愛媛県男女共同参画推進委員に就任したのは昨年10月1日ですが、苦情処理機関に関する検討員としての活動は昨年の5月から始まりました。

昨年の春、男女共同参画推進委員への就任を依頼され、まず、男女共同参画社会基本法、愛媛県男女共同参画推進条例に目を通してみました。「男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現する」という高邁な理想が掲げられており、愛媛県でもこのような先進的な条例が制定されたのかと感心しました。そして、推進委員の役割は、県の施策に対する苦情及び人権侵害事案についての申出に対する対応ということであり、条例の趣旨を実現するために最前線に立って事案を処理することが要求されている重要な役割を担っていることも理解できました。

しかし、県の機関に対する是正の勧告等とはもかく、人権侵害事案について私人間の紛争も含めて適切な処理が可能なのか、疑問と不安も残りました。基本的に公権力が介入することができない私人間の問題について、条例を根拠として推進委員に何ができるのか、関係者の協力が得られるのか、助言や是正の要望等をしたとしても効果はあるのか、なかなか視界が開けてきませんでした。

その後、先発県である埼玉県の視察、検討員会議等を通じて、私人間の問題についても、私たち法律実務家が紛争を解決するために日常採用している方法がある程度有効に機能することもわかってきて、10月からの制度開始に備えることになりました。

昨年10月、いよいよ男女共同参画推進委員の制度が始動し、私が担当することになったのは最も懸念のあった私人間の問題でした。所属する町内会では、地方祭（子ども神輿）に女子が参加できないので、改善を求めるとの申出でした。女子を参加させない合理的理由は見当たらず、申出を受けて実施したアンケート調査の結果等を踏まえても、改善されるべきものであることは明らかです。

ところが、ここで予て懸念した私人間の問題ゆえの限界に突き当たりました。なかなか事案の関係者の協力が得られませんでした。しかし、市町村関係機関を通じたの制度趣旨の説明、事務局の熱心な交渉等もあって、前進が見られました。町内会総会において、秋祭りの実行委員会を新たに組織して、女子も参加させる方向で

協議していくことになりました。今後も動向を見守っていく必要はありますが、皆が不満を抱きながらも埋もれたままで終わっていた問題に、男女共同参画の視点から一定の方向性を与えることができました。この点、男女共同参画推進委員という制度が有効に機能したものであり、私人間の問題についても、懸念を払拭するとは言えないまでも、見通しが開けてきました。

その他、ミスコンテストへの県の関与、学校の標準服・制服にかかる苦情等、他の委員が担当した事案にも合同会議を通じて関わってきました。明快な結論を得た事案もあれば、一定の方向を示しての問題提起となる事案もあり、処理の方法は様々でした。ただ、いずれの事案についても、今まで社会で埋没してきた問題に男女共同参画の視点から光を当て、方向性を示すことができたという点では、大きな前進であったと自負しています。

男女共同参画推進条例の基本理念を実現するためには、何よりも男女共同参画の意識を社会に根付かせていくことが肝要です。そのためには、愛媛県が、率先して男女共同参画の基本理念に則った施策を実施し、県民への啓蒙活動に努めなければなりません。その過程で、推進委員として具体的事案を処理しながら、真の意味での男女共同参画社会の実現に向けて、微力ながら貢献ができれば幸いです。男女共同参画の理念とは何なのか、自問しながら歩を進めていきたいと思っています。